

令和3年度 豊丘村 金融のしおり

豊丘村商工業振興資金 一覧表

(取扱金融機関) 飯田信用金庫、八十二銀行 (申込窓口) 豊丘村商工会

資金名	申込対象者 (※1)	資金 使 途	限度額 (※2)	貸付 利率	利子 補 給	実質 金利	貸 付 期 間	担 保	添 付 書 類	信用保証料
小 口 事 業 資 金	小規模企業者 (※3)	小口運転 資金	200万円 以内	1.9%	1.4%	0.5%	3年 以内 (据置3ヶ月 以内)	徴 収 しない	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書	※制度の利用に は、長野県信用 保証協会による 保証が必要 [村負担] 80% [自己負担] 20% ※弾力化対 象外の場合 ⇒村で全額負 担 (自己負担な し) ■保証人 [個人] 原則として 不要 [法人] 法人代表者 (実質経営者 含む)以外は 不要
運 転 資 金	中小企業者等 (※4)	商品・ 材料等 仕入資金	500万円 以内	2.1%	1.3%	0.8%	5年 以内 (据置3ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書	
設 備 資 金	中小企業者等 (※4)	工場・ 商店等 設備資金	1,000万円 以内	2.1%	0.8%	1.3%	7年 以内 (※5) (据置6ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書 ・見積書等	
若 手 経 営 者 育 成 資 金	中小企業者等 (※4) [対象] 若手経営者 (45歳未満)	工場・ 商店等 設備資金	1,000万円 以内	2.1%	1.8%	0.3%	7年 以内 (※5) (据置6ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書 ・見積書等 ・継承者証明書	
不 況 対 策 資 金	次のいずれかに該 当する 中小企業者等(※4)	不況対策 運転資金 (村制度融 資の借換 のための資 金含む)	1,000万円 以内	1.8%	0.5%	1.3%	7年 以内 (借換の 場合は10 年以内) (据置 12ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収 (借換の 場合は別 に定める 借換条件 とする)	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算表 ・村納税証明書 ・融資対象の要件に該当 することが確認できる書類	
	①最近3ヶ月間の売上高 が前年同期に比べ減少し ていること。 ②最近3ヶ月間の平均売 上総利益率又は平均営 業利益率が前年同期に 比べ低下していること。 ③危機関連保証制度要 綱(平成29年10月23日中 庁第1号)に定める危機関 連保証を利用する者。									
創 業 支 援 資 金	・創業者又は第二創業者 ・創業した日から1年未満 である者 ・認定特定創業支援事業 の認定を受けていること ・個人事業主は村内に住 所を有する(予定の)者	設備資金 運転資金	500万円 以内	1.8%	0.9%	0.9%	7年以内 (建物15 年) (据置 12ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・創業計画書 ・居住地又は事業所地の納税 証明書 ・見積書等(設備) ・特定創業支援認定書 ・商工会の意見書 ・村内に住所を異動する旨の 誓約書(個人事業者で、村内 に住所を有していない場合)	
特 別 不 況 対 策 資 金 (R2.4.1 ～ R4.3.31)	次のいずれかに該当する 中小企業者等(※4) ①危機関連保証制度要 綱(平成29年10月23日中 庁第1号)に定める危機関 連保証を利用する者 ②中小企業信用保険法 第2条第5項第4号に該当 し認定を受けている者 ③業歴3ヶ月以上1年1ヶ 月未満の事業者で最近 1ヶ月の売上高が最近1ヶ 月を含む3ヶ月間の平均 売上高に比べて15%以 上減少している者	運転資金	1,000万円 以内	1.8%	1年間 1.8% 2年目 以降 0.5%	1年間 0.0% 2年目 以降 1.3%	7年 以内 (据置 12ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算表 ・村納税証明書 ・融資対象の要件に該当 することが確認できる書類	

(※1) 農業・林業(素材生産業を除く)・漁業・金融保険業(保険代理店業を除く)以外の業種を、原則、豊丘村内で1年以上継続して営む方に限る。

(※2) 借入時点での残高で判定する。

(※3) 小規模企業者： 常時雇用する従業員が、[商業・サービス業の場合]5人以下、[その他の事業の場合]20人以下

(※4) 中小企業者等： [製造業・その他]資本金3億円以下または従業員300人以下， [卸売業]資本金1億円以下または従業員100人以下
[サービス業]資本金5千万円以下または従業員100人以下， [小売業]資本金5千万円以下または従業員50人以下
(協業組合・NPO法人等の中小企業団体含む)

(※5) この範囲内で設備の耐用年数・資金計画を勘案し、妥当な貸付期間を設定する。ただし[自動車]5年以内、[建物等]10年以内とする。

その他関係融資(抜粋)

(取扱金融機関)： 日本政策金融公庫

(申込窓口)： 豊丘村商工会

資金名	申 込 対 象 者	資 金 使 途	限 度 額	貸 付 利 率	利 子 補 給	実 質 金 利	貸 付 期 間	担 保	添 付 書 類	其 他 の 要 件
小規模事業者 経営改善 資金 (マル経融資)	従業員数20人以下(商 業・サービス業は5人 以下)で商工会の推薦を受 けた事業者	設備資金 運転資金	2,000万円 以内	長期プ ライム レート により 変動	1.0% (2年 以内)	貸付利率 より 利子補給 を差し引 いた分	[設備] 10年以内 (据置2年以内) [運転] 7年以内 (据置1年以内)	不 要 (保証人 も 不 要)	お問い合わせください	・最近1年以上商工会 地区内で事業を行って いる方 ・商工会の経営指導を 原則6ヶ月以上受けて いる方 ・税金の滞りがない方

【お問い合わせ】 豊丘村役場 産業建設課 商工林務係(電話 35-9056)・豊丘村商工会(電話 35-2395)